資料 41

PMO 型指定管理における魅力向上事業（自動販売機設置事業）について

府営公園管理要領 P138「4. 魅力向上事業の内容」「（4）自動販売機設置事業（大泉緑地、蜻蛉池公園、りんくう公園のみ）」に記載の詳細について、以下のとおり定める。

1．対象公園

令和 10 年度から PMO 型指定管理で管理を行う３公園
（大泉緑地、蜻蛉池公園、りんくう公園）

2．設置開始時期

PMO 型指定管理者は、以下の期日以降、速やかに新たな自動販売機を設置してください。（以下の期日までは、府が公募の上選定した自動販売機設置事業者が設置した自動販売機があります。）

大泉緑地・りんくう公園：令和 10 年４月１日
蜻蛉池公園　　：令和 11 年４月１日

蜻蛉池公園については、令和 10 年度中に PMO 型指定管理者による自動販売機設置事業を実施できないこととしているため、応募時に提出する事業計画及び収支計画において、令和 10 年度の自動販売機設置事業に係る収入及び支出は見込まないでください。

なお、設置前に、自動販売機を設置する場所や販売品目等について公園を所管する土木事務所と協議し、「設置許可申請書」を土木事務所へ提出し、許可を受ける必要があります。

3．自動販売機の設置場所や販売品目

設置場所及び販売品目については、変更、数量の増減する場合を含め、各公園の特性や利用者ニーズ、周辺施設の立地状況等に応じて、PMO 型指定管理者が検討し、公園を所管する土木事務所と協議の上、決定してください。

4．府への納付金に関すること

自動販売機設置事業については、公園利用者の利便性向上を図りつつ、従前から府に納付されている使用料収入の水準を確保する必要があることから、本資料に定める方法により納付金額を算定するものとする。

（１）納付金の金額について

自動販売機設置事業の府への納付金の金額は、毎年度、以下の（ア）（イ）について比較を行い、高額な方の額とします。なお、自動販売機設置事業の収益の状況にかかわらず、最低納付額は（ア）に定める額を必ず納付してください。

【比較内容】

（ア）令和８年度において自動販売機設置事業者が府に納付している使用料

大泉緑地　　：11,655（千円/年）

蜻蛉池公園　：　3,640（千円/年）

りんくう公園：　1,080（千円/年）

or

（イ）各公園の自動販売機事業年度の収支合計において、総収入から総支出を引いた（税引前当期純利益）金額について、その金額の 25%

＋

PMO 型指定管理者が設置した自動販売機設置面積相当の設置許可使用料（条例別表第三　第一号の表）

（２）府への納付金の納付方法（案）について

①　設置許可に当たっては使用料を毎年度当初に納付いただく必要があることから、（１）（ア）に規定する金額を設置許可使用料として、府の発行する納入通知書により、府の指定する期日までに、府に納付いただきます。

※設置許可使用料は、消費税の対象ではありません。（但し、１月未満を除く）。

②　毎年度の事業実施後、翌年度の**６月末まで**に提出する「魅力向上事業の実施状況及び経理（収支など）の状況」の中に、自動販売機設置事業の収支を記載してください。

③　府で②の内容を確認し、収支を確定します。

④　収支確定後、府と指定管理者で（１）に規定する納付金を確認します。確認の結果、（イ）の方が高額であれば、既納の（ア）との差額を、PMO 型指定管理者から府への納付金として**追加の納付**が必要となります。

（納付額を確定し、支払計画を確認すること、その旨打ち合わせ簿に記載）

⑤　協議内容をもとに PMO 型指定管理者は自動販売機設置事業支払計画書（別紙）を作成し、府へ提出してください。

⑥　提出があった自動販売機設置事業支払計画書（別紙）により府が PMO 型指定管理者に対して８月末までに納入通知書により請求します。

受入科目

（款）都市整備費

（項）雑　　入

（目）雑　　入

（節）都市整備費雑入

（細節）公園事業雑入

⑦　PMO 型指定管理者は府からの請求により 30 日以内に納付してください。
（事業報告書を提出した年度の９月末までに支払いを完了すること）

５．自動販売機の設置に際しての注意点について

・広域避難場所や後方支援活動拠点に位置付いている公園に自動販売機を設置する場合は、「災害対応型自動販売機」の設置が必須となります。

※（参考）府営公園の防災公園

公園名	広域避難場所（11 公園）	後方支援活動拠点（７公園）
服部緑地	○	○
寝屋川公園	○	○
深北緑地	○	―
山田池公園	○	○
久宝寺緑地	○	○
錦織公園	○	○
石川河川公園	○	―
住之江公園	○	―
大泉緑地	○	○
浜寺公園	○	―
蜻蛉池公園	○	○

・自動販売機の機種によっては、商品の補充やメンテナンスのために扉の開閉等に支障がある場合もありますので、それらに支障がないか等、事前に設置場所を必ず確認してください。

・キャッシュレス決済機能搭載の有無に指定はありませんが、利用状況等を考慮し適宜機能を有する機器を設置するよう努めてください。

・法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること(該当する場合のみ。)。

6．自動販売機設置に伴うその他必要経費等

以下の内容については、原則として魅力向上事業で実施することとし、その必要経費等については指定管理委託料を充ててはいけません。

・自動販売機の設置、交換及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用

・自動販売機を設置する場所に上屋等がある場合における、維持管理や補修・修繕の一切の費用

・自動販売機の運転に必要な光熱水費（電気料金及び水道料金）及び子メーター設置費用

※光熱水費は子メーターの指示値により計測した使用量に応じて負担してください。

※設置する子メーターについては、法令に準拠した適正なものとしてください。

※ブレーカー等の交換及び設置等の措置を行う場合には、大阪府と協議のうえ、対応してください。

７．自動販売機設置に伴う設置許可上の制限

次のことを遵守してください。

① 設置許可の条件を遵守し、使用料を確実に納付すること。

② 設置許可期間中に「法令等の規定により販売について許認可等を要する場合、許認可等の免許を有していること(該当する場合のみ。)。」に係る許認可等の取消しを受けていないこと。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、公園利用者の妨げとならないよう配慮を行うこと。

⑤ 酒・たばこ類の販売は行わないこと。

⑥ ビン類での販売は行わないこと。

⑦ 販売品目は飲料品(乳飲料を含む。)・氷菓子等とすること。なお、設置場所や販売品目の変更、数量の増減を実施する場合は、事前に、所管している土木事務所と協議の上、決定してください。

※標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

⑧ 販売する飲料品は、缶又はペットボトルなど密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類とすること。なお、利用者の商品の選択肢を広げるため、商品のバリエーションを豊富に揃えること。

⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号)第２条第２号に規定する暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められる用途に使用しないこと。

８．自動販売機設置に伴う維持管理責任

次のことを遵守してください。

① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、指定管理者が行うこと。また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切にかつ迅速に行うこと。

② 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

③ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで、地震や悪戯による転倒防止等の安全策を講じること。

④ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については指定管理者の責において対応すること。また、必ず自動販売機に故障時等の連絡先を、大きく明記すること。利用者からのクレームについては迅速かつ丁寧に対応すること。

⑤ 天候及び窃盗被害等による自動販売機の腐食・損傷等のリスクは指定管理者が負担

すること。なお、窃盗や悪戯等により受けた自動販売機への被害（保険加入により実質的な損害が無い場合も含む。）については、必ず警察署へ被害届を提出すること。また、自動販売機の修理又は交換を行う際は、公園利用者の不便とならないよう迅速に行うこと。

（別紙）

自動販売機設置事業支払計画書

年　　月　　日

公園名

指定管理者名

令和〇年度
納付金総額　　円　※

回数	支払日	納付額(円)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
	(合計)※		